

警 察 署 協 議 会 会 議 録

粕屋警察署協議会

開催年月日時	令和元年11月28日 午後4時30分 から 令和元年11月28日 午後5時30分 まで	
開催場所	粕屋警察署 署長室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、副署長、生活安全管理官、地域管理官、 刑事管理官、交通管理官、総務課長、警備課長、 事務局
議 事 概 要		
<p>【開会】</p> <p>【会長挨拶（要旨）】 本年上半期においては、警察による被疑者の逃走事件がニュース等で取り上げられるなど、警察への信頼が低下していたところ、本年7月に発生した粕屋町における殺人・死体遺棄事件について、粕屋警察署が発生後速やかに犯人を検挙したことで、警察の捜査能力の高さに感銘を受けるとともに、警察の信頼回復に繋がったと感じる。 これからも色々な課題があると思うが、我々協議会委員もこの場で意見等を出し合い、情報共有を図って安全・安心な粕屋地区を実現するため、尽力をする所存である。</p> <p>【下半期治安情勢報告について】 ～ 総務課長が報告</p> <p>【質疑応答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員から、「道路交通法の改正により、令和元年12月1日からながら運転の罰則が3倍になると聞いているが、運転中にどのくらいの範囲までなら携帯電話を持つことが許されるのか。またカーナビゲーションの画面を少しでも見たら違反になるのか」旨の質疑があり、交通管理官が「まず、運転中に携帯電話機を保持すること自体が違反に当たる。また、カーナビゲーションを注視することも違反である。画面を見ながら運転する等の危険な運転を少しでも減らすための法律改正であり、運転中にテレビ画面を注視することや、携帯電話機を使用することは控えて頂きたい。」旨の回答があった。 ○ 委員から「現在、福岡市内のタクシー会社のドライブレコーダーの装着率は100パーセントであり、警察からドライブレコーダーの閲覧依頼が頻繁にな 		

議 事 概 要

されているところである。ドライブレコーダーの保存期間は機器の特性上2日間となっているため、早めに相談頂くようお願いする。また、タクシーには警察から犯罪発生などに関する緊急無線が流れるようになっているが、事件性のない人探しのような案件については無線が流れて来ないことが多いのはなぜなのか。」旨の質疑があり、生活安全管理官が、「重要凶悪事件等の明らかに事件性のある事案については、警察本部通信指令課から緊急無線が流れるようになっている。事件性の有無が判然としないような行方不明事案については、通信指令課からの無線ではなく、警察署から直接タクシー会社に電話をして、手配を依頼することがある。」旨の回答があった。

- 委員から「信号機のない横断歩道に人が立っている場合、停車をしなければ違反になると聞いたことがあるが、そのような場合は違反になるのか」旨の質疑があり、交通管理官が「信号機の有無に関わらず、横断歩道を横断している最中はもちろんのこと、横断待ちの歩行者がいる場合は、一旦停車をして、歩行者が渡り終えるのを待ってから進行しなければ、歩行者妨害という違反に該当する。」旨の回答があった。

【総括（要旨）】

重要凶悪事件等が発生すれば迅速な立ち上がりが必要であり、早期に事件を解決することが、警察の信頼を保つ上で重要となってくる。

犯罪を早期に検挙するためには、平素から防犯カメラやドライブレコーダーを数多く設置することが重要であり、これらを活用した捜査を行うことで、事件解決が格段と早くなる。

犯罪の抑止の観点からも、引き続き防犯カメラ等の設置促進に力を入れていかなければならず、各委員にあっても、防犯カメラ等の重要性を理解いただき、様々な活動の中で設置に向けた積極的な働きかけをお願いする。

犯罪の認知件数は年々減少しているものの、巧妙な手口の犯罪が増えている。また、管内において多数発生しているDV、虐待事案などの人身安全関連事案に万全の対応をしており、本年中は警察安全相談を約3,000件受理する見込みであり、警察署の業務は依然として厳しい状況にある。

今後も警察活動への御理解と御協力をお願いする。

【閉会】

以上で第76回粕屋警察署協議会を閉会する。

議 事 概 要

